

第4 会務諸報告

第5

1. 報告

(1) 農地法第3条の3第1項(相続等による取得)の規定による届出について

2. 議事

(1) 議案第10号

農地法第3条の規定による許可申請に対する可否決定について

(2) 議案第11号

農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する可否決定について

(3) 議案第12号

農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画に対する意見決定について

(4) 議案第13号

農地法第3条第1項目的の買受的確証明願について

(4) その他

第6 閉会

6. 事務局職員

局長 浅利喜一郎 主任 門脇益美
主事 伊藤大地 参与 伊藤一彦

7. 書記

主事 伊藤大地

8. 議事録署名員

25番 藤原由悦 26番 鈴木八寿男

9. 会議の概要

議長 ただ今から平成29年第5回仙北市農業委員会総会を開会いたします。

議長 それでは、本日の総会への出席委員は26名。欠席委員は1名です。よって、本総会は定足数に達しております。

議長 次に、議事録署名員並びに会議書記の指名をこちらからしてよろしいでしょうか。

『異議なし』の声

議長 それでは議事録署名員に25番藤原委員、26番鈴木委員兩名を指名します。会議書記には伊藤主事を指名します。

議長 本日の会議の日程につきましては、お手元に配布している議事日程に従い進行いたします。ご異議ございませんか。

『異議なし』の声

議長 異議なしと認めます。それでは日程4、会務諸報告をお願いします。

伊藤参与 先月の異動により会計課へ異動になりましたが、今総会までは議事の内容などを把握している私の責任で説明等を行いますので、よろしくごお願い致します。

《会務諸報告の朗読及び説明》(16時4分)

議長 ありがとうございます。各推薦委員からの報告は議事終了後にお受けしたいと思っております。それでは日程5、報告に入りたいと思います。事務局よりお願いします。

門脇主任 報告1。農地法第3条の3第1項の規定(相続等)による届出についてです。3月8日から4月6日までに1名の方々から相続したと届け出があり受理し通知した旨を報告致します。

議長 報告が終わりました。それでは議事に入ります。議案第10号農地法第

3条第の規定による許可申請に対する可否決定についてを上程します。

説明をお願いします。

門脇参事

議案第6号農地法第3条の規定による許可申請について内容説明します。整理番号1番、農地の所在は西木町〇〇地区、登記簿現況共に田及び畑、田〇〇筆、面積〇〇㎡、畑〇〇筆、〇〇㎡、合計〇〇㎡、3条使用貸借の案件です。貸付人は西木町〇〇地区の〇〇さん、譲受人は同じく〇〇地区の〇〇さんです。期間は〇〇年、申請事由は、貸付人は農業者年金経営移譲年金受給継続のために後継者の借受人へ貸付を行うとのことです。

整理番号2番、農地の所在は田沢湖〇〇地区、登記簿現況共に田、田〇〇筆、面積は〇〇㎡、3条賃貸借の案件です。賃貸人は田沢湖〇〇地区の〇〇さん、賃借人は同じく〇〇地区の〇〇さんです。10アール当たり〇〇円の年額〇〇円、期間は〇〇年、申請事由は賃借人の父親が借りていたが、今後息子が借り受けることになりました。

整理番号3番、農地の所在は田沢湖〇〇地区、登記簿現況共に田、田〇〇筆、面積〇〇㎡、期間は〇〇年、3条賃貸借の案件です。賃貸人は田沢湖〇〇地区の〇〇さん、賃借人は整理番号2番と同じく〇〇地区の〇〇さんです。10アール当たり〇〇円の年額〇〇円です。申請事由は整理番号2番と同じになります。

整理番号4番、農地の所在は田沢湖〇〇地区、登記簿現況共に田、田〇〇筆、面積は〇〇㎡、期間は〇〇年、3条賃貸借の案件です。賃貸人は田沢湖〇〇地区の〇〇さん、賃借人は整理番号2番、3番と同じく〇〇地区の〇〇さん、10アール当たり〇〇円の年額〇〇円です。申請事由は、整理番号2番、3番と同じになります。

説明は以上になります。

議長

説明が終わりました。現地確認報告に入ります。整理番号1番につきましては、9番齋藤委員より現地確認報告をお願いします。

9番齋藤

《整理番号1番について、現地確認報告》

議長

次に整理番号2番、3番、4番につきましては、23番大石委員より現地確認報告をお願いします。

23番大石

《整理番号2番、3番、4番について、現地確認報告》

議長

現地確認報告が終わりました。ご意見ご質問等ございませんか。

1番高橋

整理番号2番から4番についてですが、今後の基盤整備事業の対象になると思われますが、賃借料等について若干高いような感じを受けます。基盤整備事業の期間中については当事者間での話し合いが済んでいるでしょうか。

23番大石

賃借料についてですが、整理番号2番と3番の賃貸人と賃借人は遠縁の親戚であり、契約前も耕作をして貰っている経緯があります。今回の賃借料設定についても、その流れから引き続きの賃借料にしたとのことです。また基盤整備事業期間に入り、対象になった場合について、双方で話し合いをしており、賃借人は基盤整備後に設立されるであろう法人への貸付については了承しているとのことです。期間については、基盤整備事業の開始がどの時期になるかわからないことから、10年の設定をしていけば問題ないとの判断をされています。

議長

他にご意見や質問などありませんか。

議長

『無し』の声あり

議長

無いようですので、議案第10号については許可することにご異議ございませんか。

『異議無し』の声

議長 異議無しと認めます。よって、議案第10号については許可することに決定します。(16時10分)

議長 次に議案第11号、農地法第5条第1項の規定による許可申請についてを上程します。説明を求めます。

伊藤参与 議案第11号、農地法第5条第1項の規定による許可申請について内容の説明をします。農地の所在は田沢湖〇〇地区、登記簿現況共に田、田〇〇筆、面積は〇〇㎡、譲渡人は田沢湖〇〇地区の〇〇さん、譲受人は同じく〇〇地区の譲渡人の息子さんであります〇〇さんです。転用目的は一般個人住宅、転用理由につきましては、現在申請地の隣接宅地に両親など7人で生活をしておりますが、手狭であることや今後の両親の介護などを考慮し、申請地の造成を行い、一般個人住宅の建築をするとのこと。なお、備考欄に記載してありますとおり、仙北農業振興地域整備計画からは除外されております。説明は以上になります。

議長 説明が終わりました。現地確認報告を15番倉橋委員からお願いします。

15番倉橋 <議案第11号整理番号1番について内容説明>

議長 説明が終わりました。ご意見ご質問等ございませんか。

『無し』の声あり

議長 無いようですので、議案第11号については許可相当とすることにご異議ございませんか。

『異議無し』の声

議長 異議無しと認めます。よって、議案第11号については許可相当とすることに決定します。(16時18分)

議長 次に、議案第12号、農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の意見決定を上程しますが、利害関係者の退席を求めます。

<1番高橋委員退室>(16時19分)

議長 それでは議案第12号整理番号1番を上程します。説明をお願いします。

伊藤主事 整理番号1番について説明します。農地の所在が田沢湖〇〇地区、登記簿現況ともに田、田〇〇筆、面積は〇〇㎡、所有権移転の案件です。譲渡人は田沢湖〇〇地区の〇〇さん、譲受人は同じく〇〇地区の〇〇さんです。利用目的は田、10アール当たり〇〇円の総額〇〇円、スーパーL資金での売買になります。説明は以上です。

議長 説明が終わりました。ご意見ご質問等ございませんか。

『無し』の声あり

議長 議案第12号整理番号1番については、異議なしと認め、適正と判断することにご異議ございませんか。

『異議なし』の声あり

議長 議案第12号整理番号1番については、異議なしと認め、適正と判断することとします。

<1番高橋委員入室>(16時19分)

議長 次に議案第12号整理番号7番を上程しますが、利害関係者の退席を求めます。

<8番青柳委員退室>(16時20分)

議長 それでは議案第12号整理番号7番を上程します。説明をお願いします。

伊藤主事 整理番号7番について説明します。農地の所在が角館町〇〇地区、登記簿現況共に田、田〇〇筆、合計面積〇〇㎡、期間は〇〇年、賃貸借の新規の案件です。賃貸人は〇〇市〇〇在住の〇〇さん、賃借人は角館町〇〇地

区の〇〇さんです。利用目的は田、10アール当たり〇〇円の総額〇〇円になります。説明は以上です。

議長 説明が終わりました。ご意見ご質問等ございませんか。

『無し』の声あり

議長 議案第12号整理番号7番については、異議なしと認め、適正と判断することにご異議ございませんか。

『異議なし』の声あり

議長 議案第12号整理番号7番については、異議なしと認め、適正と判断することとします。

≪8番青柳委員入室≫(16時20分)

議長 議案第12号整理番号1番と7番を除き、一括上程します。説明をお願いします。

伊藤主事 整理番号2番について説明します。農地の所在が田沢湖〇〇地区、登記簿現況共に田、田〇〇筆、合計面積〇〇㎡、所有権移転の案件です。譲渡人は田沢湖〇〇地区の〇〇さん、譲受人は西木町〇〇地区の〇〇さんです。利用目的は田、10アール当たり〇〇円の総額〇〇円、自己資金での売買になります。

整理番号3番、農地の所在が西木町〇〇地区、登記簿現況共に田、田〇〇筆、合計面積〇〇㎡、所有権移転の案件です。譲渡人は西木町〇〇地区の〇〇さん、譲受人は同じく〇〇地区の〇〇さんです。利用目的は田、10アール当たり〇〇円の総額〇〇円、自己資金での売買となります。

次に整理番号4番、農地の所在が西木町〇〇地区、登記簿現況共に田・畑、田〇〇筆、畑〇〇筆、合計面積〇〇㎡、所有権移転の案件です。譲渡人は〇〇市〇〇在住の〇〇さん、譲受人は西木町〇〇地区の〇〇さんです。

利用目的は田及び畑、田については10アール当たり〇〇円、畑については10アール当たり〇〇円、〇〇の〇〇番地のみ10アール当たり〇〇円となります。総額は〇〇円、こちらはスーパーL資金での売買となります。

次に整理番号5番、農地の所在が西木町〇〇地区、登記簿現況共に田、田〇〇筆、合計面積は〇〇㎡、所有権移転の案件です。譲渡人は整理番号4番と同じく〇〇市在住の〇〇さん、譲受人は西木町〇〇地区の〇〇さんです。利用目的は田、10アール当たり〇〇円の総額〇〇円です。こちらは自己資金での売買になります。

次に整理番号6番、農地の所在が田沢湖〇〇地区、登記簿現況共に田、田〇〇筆、合計面積〇〇㎡、期間は〇〇年、新規賃貸借の案件です。賃貸人は田沢湖〇〇地区の〇〇さん、賃借人は同じく〇〇地区の〇〇さんです。利用目的は田、10アール当たり米〇〇俵の年額米〇〇表です。

次に整理番号8番、農地の所在が角館町〇〇地区、登記簿現況共に田、田〇〇筆、合計面積〇〇㎡、期間は〇〇年〇〇ヶ月、新規賃貸借の案件です。賃貸人は角館町〇〇地区の〇〇さん、賃借人は同じく〇〇地区の〇〇さんです。利用目的は田、10アール当たり〇〇円の年額〇〇円です。

次に整理番号9番、農地の所在が角館町〇〇地区、登記簿現況共に田、田〇〇筆、面積〇〇㎡、期間〇〇年、新規賃貸借の案件です。賃貸人は角館町〇〇地区の〇〇さん、賃借人は角館町〇〇地区の〇〇さんです。利用目的は田、10アール当たり〇〇円の年額〇〇円です。

次に整理番号10番、農地の所在が角館町〇〇地区、登記簿現況共に田、田〇〇筆、面積〇〇㎡、期間〇〇年、新規賃貸借の案件です。賃貸人は角館町〇〇地区の〇〇さん、賃借人は同じく〇〇地区の〇〇さんです。利用目的は田、10アール当たり〇〇円の年額〇〇円です。

次に整理番号11番、農地の所在が角館町〇〇地区、登記簿現況共に田、田〇〇筆、合計面積〇〇㎡、期間は〇〇年、新規の賃貸借の案件です。賃貸人は角館町〇〇地区の〇〇さん、賃借人は同じく〇〇地区の〇〇さんです。利用目的は田、10アール当たり〇〇円の年額〇〇円です。

次に整理番号12番、農地の所在が角館町〇〇地区、登記簿現況共に田、田〇〇筆、合計面積〇〇㎡、期間は〇〇年、新規賃貸借の案件です。賃貸人は角館町〇〇地区の〇〇さん、賃借人は同じく〇〇地区の〇〇さんです。利用目的は田、10アール当たり〇〇円の年額〇〇円です。

次に整理番号13番、農地の所在が角館町〇〇地区、登記簿現況共に田、田〇〇筆、合計面積〇〇㎡、期間は〇〇年、賃貸人は角館町〇〇地区の〇〇さん、賃借人は同じく〇〇地区の〇〇さんです。利用目的は田、10アール当たり〇〇円の年額〇〇円です。

次に整理番号14番、農地の所在は西木町〇〇地区、登記簿現況共に田、田〇〇筆、合計面積〇〇㎡、期間は〇〇年、10アール当たり〇〇円の年額〇〇円です。

整理番号15番から整理番号25番までは再設定の案件です。先月の農用地利用調整会議にて問題ないとの判断を頂いておりますが、契約年数が一番長いのは〇〇年、短い契約は〇〇年になっております。賃借料につきましては、最高が〇〇円、最低が〇〇円、物納につきましては最高〇〇俵、最低が〇〇俵です。備考欄に前回の契約内容を記載しておりますので、詳しい説明については割愛させていただきます。

また整理番号26番から37番までについては、農地中間管理事業による案件となっております。地区別ですが田沢湖地区が〇〇件、角館地区が〇〇件、西木地区が〇〇件となります。説明は以上になります。

議長 説明が終わりました。ご意見ご質問等ございませんか。

『無し』の声あり

議長 議案第12号農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認については、異議なしと認め、適正と判断することにご異議ございませんか。

『異議なし』の声あり

議長 異議なしと認めます。議案第12号農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認については、異議なしと認め、適正と判断することとします。(16時33分)

議長 次に議案第13号農地法第3条第1項目的の買受的確証明願の整理番号1番についてを上程しますが、利害関係者の退席をお願いします。

《22番真崎委員退室》(16時34分)

議長 それでは議案第13号整理番号1番を上程します。説明をお願いします。

伊藤参与 議案第13号整理番号1番につきまして内容の説明をします。農地の所在は田沢湖〇〇地区、登記簿田、現況畑、田〇〇筆、面積は〇〇㎡、所有者は田沢湖〇〇地区の〇〇さん、適格証明申請者は同じく田沢湖〇〇地区の〇〇さんです。申請事由につきましては、経営規模の拡大とこのことです。こちらにつきましては、秋田県田沢疎水土地改良区公売公告第〇〇号、公売財産番号〇〇番です。今回の公売については、賦課金等の滞納により差し押さえ物件を仙北市で〇〇件、〇〇町〇〇件の合計〇〇件の公売公告がなされています。場所につきましては、総会資料の図面の位置になります。周辺には申請者が耕作している農地が1haあることから、田沢疎水土地改良区からのお話があったとこのことです。説明は以上になります。

議長 説明が終わりました。ご意見質問等ございませんか。

『無し』の声あり

議長 議案第13号農地法第3条第1項目的の買受適格証明願については、異議なしと認め、買受適格者と認めることにご異議ございませんか。

『異議なし』の声あり

議長 異議なしと認めます。議案第13号農地法第3条第1項目的の買受適格証明願について、申請者を買受適格者として認めることとします。

(16時36分)

《22番真崎委員入室》(16時36分)

議長 次に議案第13号整理番号2番について説明をお願いします。

伊藤参与 議案第13号整理番号2番について説明します。農地の所在は田沢湖〇〇地区、登記簿現況共に田、田〇〇筆、面積は〇〇㎡、所有者は整理番号1番と同じく〇〇さん、申請者は同じく〇〇地区の〇〇さんです。申請事由は経営規模の拡大、こちらは秋田県田沢疎水土地改良区による公売公告第〇〇号 公売財産番号〇〇番になります。経緯につきましては整理番号1番と同じになります。説明は以上です。

議長 説明が終わりました。ご意見質問等ございませんか。

『無し』の声あり

議長 議案第13号整理番号2番農地法第3条第1項目的の買受適格証明願について、申請者を買受適格者として認めることにご異議ございませんか。

『異議なし』の声あり

議長 異議なしと認めます。議案第13号整理番号2番については、申請者を買受適格者と認めることとします。(16時39分)

議長 予定されていた議案が終了しました。各推薦委員からの報告がありまし

たらお願いします。議会からの報告はありますか。

5番平岡 《農業委員・最適化推進員定数条例について》

議長 共済から報告はありますか。

10番佐藤 《共済合併について》

議長 土地改良区から報告はありますか。

16番大石 今回はございません。

議長 農協からの報告はありますか。

18番草薨 《JA全農による平成28年産米追加配分について 他》

議長 ありがとうございます。その他に聞きたいことなどありましたら、質問などどうぞ。

4番佐藤 3月の全国農業新聞だったと思いますが、東北地方の土地の価格情勢について、現状の仙北市の価格とかけ離れているような気がしました。大仙市や美郷町などはどのような土地の価格状況になっているのか解る範囲でお話ししてもらえますでしょうか。

議長 様々な場所で調査が行われていると思いますが、秋田県でも市町村にもよると思いますし、一概には言えないのかと思います。事務局でそのあたりを少し調べて、来月の総会で報告をお願いしてもよろしいでしょうか。

伊藤参与 調査したうえで、来月の総会などでご報告致します。

3番野中 会務報告の中で仙北市中山間地域資源活用推進協議会が開催されたようですが、この中身について説明をお願いします。

伊藤参与 こちらの協議会事務局は農山村活性課に置かれています。県単独事業で野菜などの機械導入や意欲のある農業者へのサポートを行うようです。

その事業内容は機械導入について補助を出し、畑作の推進するとのこと

です。県補助率で5割を基本に市が嵩上げすることです。

議 長

議 長 次に、協議・連絡事項に入ります。事務局よりお願いします。

署 名 員 25番

榎尾係長 <今後の日程>

4月25日(火)農用地利用調整会議(西木総合開発センター「集会室」9時～)

農政専門委員会(西木総合開発センター「農林研修室」9時40分～)

農地専門委員会(西木総合開発センター「集会室」9時40分～)

5月12日(金)第6回農業委員会総会(西木総合開発センター「集会室」9時～)

5月25日(木)農用地利用調整会議(西木総合開発センター「農林研修室」9時～)

議 長 協議事項やその他について、ご意見ご質問等ございませんか。

『無し』の声あり

(閉 会)

議 長 以上をもちまして平成29年第5回仙北市農業委員会総会を閉会いたします。お疲れ様でした。(17時4分)

署 名 員 26番

上記のとおり会議の顛末を記載し、相違ないことを認め署名する。

平成29年 月 日